

# 福井県報

第 2440 号  
平成 25 年  
6 月 25 日 (火)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

## 告示

※県統計調査の告示の一部を改正する

告示(三七二・政策統計・情報課)……一

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(三七三・長寿福祉課)……二

○県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧(三七四・農村振興課)……二

○市街地再開発組合の理事長の氏名および住所の届出(三七五・都市計画課)……二

## 公告

○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(危機対策・防災課)……二

○クリーニング師の研修の指定(医薬食品・衛生課)……四

○クリーニング所の業務に従事するものに対する講習の指定(同)……四

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業振興・金融課)……五

### 福井県告示第372号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年6月25日

福井県知事 西川 一誠

県統計調査の告示の一部を改正する告示

示

県統計調査の告示(平成21年福井県告示第187号)の一部を次のように改正する。

表中福井県観光満足度調査の項を削除し、表に次のように加える。

配偶者等からの暴力に関する実態調査	県内全域 18歳以上の県民	DV法・相談窓口の認知度およびDV被害の有無等 調査実施期間中の前年度の1年間 (4月～3月)	約4,000人	県一民間事業者一報告者 郵送調査	不定期(原則として5年毎) 6月下旬～7月11日
「ふくい健康の森」と健康・生きがいづくりに関する調査	県内全域 12歳以上80歳未満の県民	「ふくい健康の森」の認知度および利用状況等 調査実施期間中の前年度の1年間	約4,000人	県一民間事業者一報告者 郵送調査	不定期(平成29年度まで) 7月中旬～

健康・生きがいづくりに関する調査	12歳以上80歳未満の県民	利用状況等 調査実施期間中の前年度の1年間	0人	業者一報告者 郵送調査	成29年度 まで) 7月中旬～ 8月上旬
------------------	---------------	--------------------------	----	----------------	-------------------------------

「ふくい健康の森」の認知度や、健康・生きがいづくりに関する取り組み状況・ニーズ等を把握し、施設の有効利用と活性化策に反映させることを目的とする

### 附 則

この告示は、平成25年6月25日から施行する。

### 福井県告示第373号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

福井県知事 西川 一誠

登録特定行為事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	実施する特定行為 業務の内容	登録特定行為 事業者登録番号
さくら荘 (介護老人福祉施設)	福井県勝山市北谷町中尾13-16	社会福祉法人勝山福祉会	平成25年6月13日	鼻腔内の喀痰吸引	181110042

### 福井県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（高山用水地区 農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類

を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年6月25日

福井県知事 西川 一誠

- 縦覧に供する書類
- 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成25年6月25日から  
平成25年7月24日まで
- 縦覧に供する場所  
福井市役所農林水産部農村整備課

### 福井県告示第375号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、福井駅西口中央地区市街地再開発組合の理事長の氏名および住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月25日

福井県知事 西川 一誠

理事長の氏名および住所  
角原 馨  
福井市日之出2丁目8番10号

# 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第4号）第3の1の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

福井県知事 西川一誠

## 1 講習の区別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所および取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次に掲げる種別を設けて実施する。

(1) 給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条の給油取扱所をいう。以下同じ。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「第1号講習」という。）

(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号の特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「第2号講習」という。）

(3) 危険物施設（給油取扱所および(2)に規定する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「第3号講習」という。）

## 2 講習の日時および場所

月日	時間	場所	講習の種類
----	----	----	-------

8月29日 (木)	9:30～12:30 13:30～16:30	越前市瓜生町 5-1-1	第1号講習 第3号講習
9月5日 (木)	9:30～12:30 13:30～16:30	福井市下六条 103番地	第1号講習 第3号講習
9月13日 (金)	9:30～12:30 13:30～16:30	小浜市大手町 7-8	第1号講習 第3号講習
9月18日 (水)	9:30～12:30	坂井市三国町新保 57-1-6	第2号講習
9月20日 (金)	9:30～12:30 13:30～16:30	大野市天神町 7-14	第1号講習 第3号講習
9月27日 (金)	9:30～12:30 13:30～16:30	坂井市春江町西大 郎丸15-22	第1号講習 第3号講習
10月4日 (金)	9:30～12:30 13:30～16:30	敦賀市東洋町 1-1	第1号講習 第3号講習
11月6日 (水)	9:30～12:30 13:30～16:30	福井市下六条町 103	第3号講習
11月19日 (火)	9:30～12:30 13:30～16:30	越前市瓜生町 5-1-1	第1号講習 第3号講習

## 3 講習科目

- 危険物関係法令に関する事項
- 危険物の火災予防に関する事項

## 4 受講手続

講習を受けようとする者で、希望する講習日が平成25年8月29日（木）から10月4日（金）の場合は、平成25年7月1日（月）から7月12日（金）まで、講習日が11月6日（水）から11月19日（火）までの場合は、平成25年10月8日（火）から10月18日（金）まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）に受講申請書を福井県危険物安全協会連合会（〒910-0003 福井市松本3丁目16-10）に提出すること。

なお、郵送により提出する場合には、そ

それぞれの受付期間の最終日までの消印のあるもの限り、受け付ける。

5 受講手数料

4. 700円(4,700円に相当する福井県収入証紙を受講申請書の所定の箇所に貼り付け、消印しないこと。)

6 その他

(1) 受講申請書は、福井県危険物安全協会連合会、福井県安全環境部危機対策・防災課または県内の各消防署において配布する。

(2) 講習についての問合せは、福井県危険物安全協会連合会(電話 0776-23-1196)または福井県安全環境部危機対策・防災課(電話 0776-20-0310)にすること。

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定に基づきクリーニング師の研修(以下「研修」という。)を指定したので、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

福井県知事 西川 一誠

1 研修の主催者の名称および住所  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 研修の種類

第1型研修(クリーニング師が出席して受講するもの)

3 研修開催年月日および会場

平成25年11月3日(日)

福井市西開発4丁目202番1

福井県自治会館

4 研修の科目および時間数

科 目	初回者時間数	継続者時間数
-----	--------	--------

衛生法規および公衆衛生	1.0時間	1.0時間
洗たく物の受取、保管および引渡し	1.0時間	1.0時間
洗たく物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維および繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	あり	あり
計	4.0時間	4.0時間

5 受講料

(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会を含む) 8,000円

(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会を除く) 5,000円

6 その他

研修に関する問い合わせは、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター(〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル内 電話 0776-25-2064)に行うこと。

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定に基づきクリーニング所の業務に従事するものに対する講習(以下「講習」という。)を指定したので、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

福井県知事 西川 一誠

1 講習の主催者の名称および住所  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 講習の種類

第2型研修(通信制で行うもの)

3 受講の申込みの受付期間

(1) 第1回 平成25年8月1日(木)

から同月23日(金)まで

(2) 第2回 平成25年10月1日(火)

から同月23日(水)まで

## 4 講習の科目(レポートの課題)

- (1) 衛生法規および公衆衛生
- (2) 洗たく物の受取、保管および引渡し
- (3) 洗たく物の処理
- (4) 繊維および繊維製品
- 5 受講料
  4. 5000円
- 6 その他
 

講習に関する問い合わせは、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター(〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル内 電話 0776-25-2064)に行うこと。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成25年6月25日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ワイザラザグルメ館敦賀店  
敦賀市榊林8号堂の上5-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤスサキ  
代表取締役 安崎 昌治  
福井市松城町1201番地1  
有限会社山下光彦

## 取締役 山下 圭子

敦賀市榊林9号2番地の1

## 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
(変更前) 株式会社ヤスサキ

開店時刻	午前8時
閉店時刻	午後10時
有限会社ジツクスフナー	
開店時刻	午前11時
閉店時刻	午後8時
有限会社やまおか	
開店時刻	午前9時
閉店時刻	午後8時
株式会社ヤスサキ	
開店時刻	午前7時
閉店時刻	午前0時
有限会社ジツクスフナー	
開店時刻	午前11時
閉店時刻	午後8時
有限会社やまおか	
開店時刻	午前9時
閉店時刻	午後8時

(変更後)

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前7時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

## 4 変更する年月日

平成25年6月12日

## 5 変更する理由

食品スーパーの営業時間および駐車場利用時間について、繰り上げおよび繰り下げを行うため。

## 6 届出のあった日

平成25年6月11日

## 7 届出の縦覧場所

- (1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- (2) 敦賀市中央町一丁目7番42号  
福井県嶺南振興局二州県民サービス室
- (3) 敦賀市中央町二丁目1番1号  
敦賀市産業経済部商工政策課

## 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

平成二十五年六月二十五日印  
平成二十五年六月二十五日発

刷行

発行人  
印刷人

〒九一〇―八五八〇  
〒九一〇―〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県  
福井県福井市西開叁三丁目七二五 白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇